

感染症対策へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い

正しい手の洗い方



手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット

3つの咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。



電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索

首相官邸ホームページを加工して作成

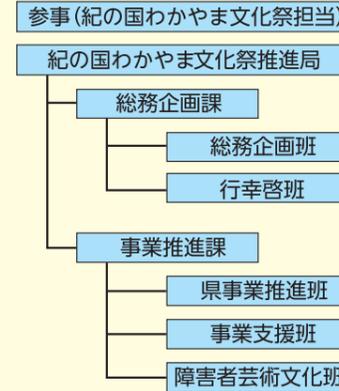


令和2年度 組織改正のポイント

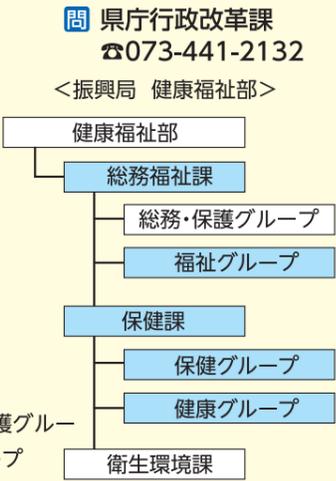
新たな政策展開や本県を取り巻く環境変化に適切に対応するための組織改正を行いました。

主な改正内容

1 紀の国わかやま文化祭の開催準備を着実に推進するため、紀の国わかやま文化祭担当の参事を配置し、現行の1室体制から、1局2課体制に拡充



2 多様化する福祉・保健サービスについて、より適切に対応するため、総務健康安全課と保健福祉課を総務福祉課と保健課に再編



※那賀振興局は総務・保護グループではなく総務グループ

※上記のほかにも、いくつかの改正があります。詳しくは県WEBサイトをご覧ください。



人権連載 心の気づき

部落差別のない 社会の実現に向けて

県では、県民の皆さんとともにさまざまな取組を行ってきた結果、部落差別は解消へと向かっています。しかしながら、今もなお結婚などに際して同和地区かどうかを問われる行為や、インターネット上に誹謗中傷や同和地区を忌避する書き込みなどの部落差別が発生しています。このような状況を踏まえ、本年3月から「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行し、行政、県民、事業者、関係機関などが一体となって、部落差別の解消を推進して部落差別のない社会を実現することをめざしています。

県では、引き続き、部落差別の解消のための教育・啓発や、県民の皆さんからの相談への対応などに取り組んでいきます。

県民の皆さんも、条例の趣旨を理解いただき、部落差別は許されないものであるといった認識のもと、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現しましょう。

人権全般・同和問題(部落差別)に関する相談窓口

- 県人権啓発センター(人権ホットライン)
げつ きんよう 月～金曜 9:00～16:00 ☎073-421-7830
- 県庁人権局 ※各振興局でも実施
げつ きんよう 月～金曜 9:00～17:45 ☎073-441-2563

問 県庁人権政策課 ☎073-441-2563